

奈良県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

奈良県議会議長 川口正志

奈良県議会議規則第二号

奈良県議会議規則の一部を改正する規則

奈良県議会議規則（昭和三十一年十二月奈良県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「起立して」を「挙手して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、発言しようとする者が再質問を行う場合にあつては、自席の番号を告げないことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。